



はばたき

No. 87
令和2年
6月発行

仙台矯正管区少年施設広報誌



巻頭言

コロナ禍にあって
思うこと
仙台矯正管区第三部長

少年院

地域社会・
民間団体等との連携
東北少年院
青葉女子学園

少年鑑別所

地域社会の
ネットワークへの参画
青森少年鑑別所
秋田少年鑑別所
福島少年鑑別所

岩谷堂共立病院
盛岡少年院の在院生による版画カレンダーから



コロナ禍にあって思うこと

仙台矯正管区第三部長 川島敦子

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対人接触が制限されています。いわゆる3密回避のため、人と人とが物理的に遠ざけられています。物理的に遠いと、心理的にも近しくはなりにくいと感じる今日この頃です。

この4月に仙台に転勤となり、県をまたいで引越してきました。集合住宅の1室に居を得たのですが、上下左右のお宅に挨拶に伺ったところ、玄関を開けてくれたのは、1軒だけでした。どこかよそよそしい雰囲気にもまれ、この時期ここでは“我関せず”の態度で、と決めこみました。後日のことですが、玄関フロアで、後から入ってきた方を無視したら、先方から挨拶され、あわてて返礼しました。その方は、郵便受けの確認に手間取っている自分を、広くはないエレベータのドアを開けて、乗り込むのを待っていていました。ひどく戸惑いましたが、一方、ひどく自分を恥じました。今の御時世、人との距離の取り方が難しいと思わされました。

当然ながら、対人援助等においては、対人の関わりが重要です。現在、ソーシャルディスタンスをとることや、3密を避けることが推奨されています。緊急事態宣言下では、少年鑑別所においても、少年院においても、在所者・在院者との接触は抑制的とならざるを得ませんでした。家族や外部協力者等との接触は、必要最小限に止められ、また、職員であったとしても、マスクを着用し、一定の距離をとり、事情によっては、カーテン越しに面接していました。これで

は、対人の営みの中で生まれる効果が薄くなってしまわないかと気掛かりでした。

少年鑑別所が法務少年支援センターとして展開している地域援助も、相談手段に電話を活用するなど、直接対面による援助を抑制していました。

今は一時的な状態であり、本来的な在り方でないと自分に言い聞かせています。新しい生活様式の定着が叫ばれていますが、人と人の直接的なコミュニケーションによる営みの重要性を、今、再認識せざるを得ません。

再犯防止を推進していくために、地方自治体との連携を強化し、民間協力者の活動を推進していくことが、重点課題となっています。これまでも、関係機関とは、“顔の見える連携”を重視してきました。関係者と直接的に顔を突き合わせて、率直に意見交換や情報共有を行うことで、より相互理解が深まり、協働する場や機会が広がり、連携を深めることができました。新しい生活様式の中にあっても、可能な範囲で、face to faceの関係を大事にし、密な関係性を維持していきたいと望んでいます。どうぞよろしくお願いします。



各施設の取組 —東北少年院—



東北少年院における 地域社会・民間団体等との連携について

1 はじめに

東北少年院において、地域社会・民間団体等との連携を図りながら進めている、高等学校卒業程度認定試験（以下「高認試験」という。）対策講座について紹介します。

2 東北少年院における高認試験対策講座

高認試験は、在院者の出院後の就職や資格取得に役立つものであり、再非行や再犯の防止、社会復帰に有効であるという観点から、平成19年度より、少年院を会場として同試験が受験できるようになりました。これに加えて当院では、平成30年度に高認試験重点指導コースの指定を受け、受験体制のなお一層の充実強化に努めてきました。

当院では、地域社会との連携強化の一環として、仙台市にある宮城教育大学大学院の協力を得て、講師派遣等に尽力をいただきながら高認試験対策講座を開講しています。開講時期は3期に分け、1期は8月受験を目指すコース、2期は11月受験を目指すコース、3期は受験に必要な基礎学力の向上を目指すコースと定め、週1回、各50分の授業を実施しております。年齢も学力もばらつきのある在院者たちを相手に授業することになるため、講師との日々のミーティングは欠かせません。講座の実施については、他にも様々な配慮を必要としますが、何よりも講師の方々が在院者の特性及び習熟度に合わせて、個々にわかりやすく説明して下さることで、在院者は学ぶことに対する喜びを感じながら、毎回真剣な姿勢で講座に取り組み、学力を着実に身に付けることができている。その結果、令和元年度第1回高認試験においては、科目受験者延べ39名中38名が合格という実績に結び付きました。

このように、専門性を有する方々に指導をしていただくことにより、在院者の能力は確実に開発されています。一方で、講師として派遣される大学（院）生も、はじめは非行少年との接し方に不安を抱くこともありましたが、真剣に学ぶ少年たちの姿勢を目の当たりにして、矯正教育への理解も深まり、少年一人ひとりと向き合いながら行う授業に誇りとやりがいを感じているようでした。



高認試験対策講座の様子

3 おわりに

今回ご紹介した地域社会との連携は、ほんの一例ではありますが、今後も様々な形で地域社会・民間団体等との連携を推進し、より開かれた矯正行政を展開し、在院者が地域社会の協力を肌で感じ、更生に向け、より一層努力できるような処遇を展開していきたいと思っております。

各施設の取組 —青葉女子学園—



青葉女子学園における地域社会・民間団体等との連携

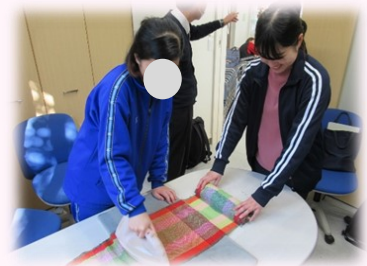
1 はじめに

青葉女子学園は、東日本地域の家庭裁判所から保護処分として送致された14～20歳未満の女子少年に対し、健全な育成を図るための教育（矯正教育）を行う、法務省所管の施設です。当園では、女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害、個性に応じたきめ細かい教育を行っています。今回は、地域社会や民間団体等との連携というテーマで、主な活動について紹介します。

2 社会貢献活動における地域社会との連携

（1）福祉作業所等での活動

少年院では、在院者の情操を豊かにし、自主性、自律性、協調性を育てるため、特別活動指導を行っており、その一環として社会貢献活動を実施しています。昨年は、地域で障害福祉サービスを提供している社会福祉法人の協力を得て、作業所での社会貢献活動を実施いたしました。通所している方々が作った織物を製品へ加工しやすいようにアイロンがけをしたり、職員の方から作業の苦勞等についてお話をうかがったりしました。



社会貢献活動の様子

また、石巻市にある社会福祉法人と石巻更生保護女性会の協力を得て、在院者の被災地見学を行いました。語り部の方から日和山や石巻南浜津波復興記念公園を案内していただき、体験談をお聞きしました。参加した在院者は、東日本大震災が起きた当時はまだ小学生で首都圏在住だったため、被災地の様子について知らないことが多かったのですが、「被災者のつらさは想像をはるかに上回っていることに気付きました。」と感想を述べ、涙を流していました。



被災地見学の様子

（2）子ども食堂におけるカードを介した交流

在院者が、仙台の子ども食堂に集まった子どもたちのために「New Year カード」や「新学期おめでとうカード」を作成させていただき、配付してもらおう取組を行っています。これは、近隣地域の子ども食堂の代表者と連携し、食堂の利用者である子どもたちに喜んでもらおうと始めたものです。在院者は、受け取る子どもたちの笑顔を想像しながら懸命に何枚も描いていました。この取組は地域の新聞社にも取り上げられ、紹介されています。



子ども食堂代表者へ、当園にて在院者からカードをお渡ししました。



各施設の取組 —青森少年鑑別所—



地域社会のネットワークへの参画

1 はじめに

当所の地域援助は、学校等関係機関からの依頼を受けて行う知能検査や心理相談などの各種心理検査、保育園や中高の先生方などを対象とした研修や講演、学校へ訪問して実施する薬物乱用防止教室やSNS講座、法教育などの出前授業と、年々依頼が増加し、かつ援助内容も多様化してきています。特徴としては、施設所在地である青森市に留まらず、北はむつ市周辺、東は八戸市周辺まで足を運んでおり、移動距離が往復200kmから300kmに及ぶことがあるなど、県内の広範囲に及んでいることです。今回は、厚生労働省が全国160か所に設立したうちの2か所で、青森市と八戸市にある若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）での取組をご紹介します。

2 特徴的な取組例

～若者サポートステーションとの連携～

当所とサポステの連携は、青森市のサポステに平成30年7月、八戸市のサポステに令和元年5月に、当所から地域援助業務についての広報を行ったことがきっかけです。サポステからは、無職で就労に苦手意識を有する利用者に対し、聴き方・話し方についてのトレーニングを依頼され、検討した結果、アサーションを中心とした「自己表現の仕方」とアンガーマネジメントを取り入れた「こころのワリの取り方」という2種類の講座内容（各90分）を作成しました。実際に実施したところ、講座への参加者の対人スキルは毎回大きく異なっているため、講座開始後に個々の特徴を瞬時につかみ、各人に合った質問の内容を考えるなど、臨機応変な対応が求められ、担当職員は難しさを感じつつも自らの技術向上にもつながっている実感が得られています。他方、サポステによると、普段は口数の少ない利用者が頑張って発言する様子も見られるといった望ましい効果もあったということです。今後は、依頼元のニーズにできるだけ対応できるスキルを身に付け、現在、担当職員だけで実施している講座を複数の職員が安定して援助できる体制を整えていきたいと思っております。



講座の様子





効果的な多機関連携に向けて

1 はじめに

秋田少年鑑別所／秋田法務少年支援センターは、個人や関係機関からの依頼を受けて、地域社会の非行・犯罪の防止のための援助を行っています。非行・犯罪の防止に関する地域のニーズに柔軟に対応できるよう、他機関が主催する協議会等に参加するとともに、「地域援助推進協議会」を開催するなどして、関係機関とのネットワークの構築・強化に努めています。今回は、個別のケースについて、他機関と連携して援助を実施する際に心掛けていることについて紹介します。



地域援助推進協議会



来談者との面談



法務教官による個別指導

2 関係機関といかにつながり、いかにつなげるか

当所に寄せられる相談の中には、非行・犯罪に係る問題が表れている一方で、医療や福祉等の分野にまたがる様々な問題を抱えている事例も少なくありません。そうした事例の場合、依頼者に必要な援助のすべてを当所で担うのではなく、関係機関との連携を図り、それぞれが専門性を持ち寄って効果的に関与していくことが重要と考えています。

依頼者を他の機関につなぐ場合には、依頼者本人と紹介先の機関のそれぞれの間で、紹介する意図や目的について共有することが欠かせません。依頼者に対しては、当所の判断や紹介先の機関についての情報を丁寧に説明し、他機関が関与することの理解を得るとともに、依頼者が抱く不安を軽減するよう心掛けています。紹介先の機関に対しては、依頼者の同意を得た上で、相談の経過等を伝えるだけでなく、どのような部分での協力を求めているかという説明に重点を置くようにしています。こうしたやり取りを通じて、お互いの認識をすり合わせることで、効果的な連携につながると考えています。

3 おわりに

今回は、こちらから他機関を紹介する場合について取り上げましたが、他機関から紹介していただいた場合には、できる限りの協力をさせていただきたいと考えていますので、まずはお気軽にご連絡をいただければ幸いです。

※写真のモデルは職員です。

各施設の取組 —福島少年鑑別所—



法務少年支援センター福島（福島少年鑑別所） における地域社会のネットワークへの参画について

1 はじめに

令和2年2月6日に法務省児童虐待防止対策強化プランが策定され、法務少年支援センター福島においても、児童虐待問題に対し、関係機関と連携しながらどのような役割を果たしていくかが課題となっています。これまで同事案への援助実績は多くはないですが、少しずつ地域社会とのネットワークを構築し、新たな取組を始めつつあるので、その概要を御紹介します。

2 伊達市要保護児童対策地域協議会への参画

当センターでは、従来から教育機関向けに積極的に広報を行い、学校現場に赴いて、心理的な援助を行ってきました。生徒の問題は複雑多岐に及び、試行錯誤しながらの取組でしたが、そうした積み重ねを経て、特に伊達市教育委員会との連携・信頼関係を強化し、同市の要保護児童対策地域協議会のメンバーとしてお声掛けいただくようになりました。昨年度は会議への参加に加え、実際に登録されているケースについて、非行の問題が見られる子どもにワークブックを用いた援助を行ったり、子どもへの暴力が問題として見られる保護者に対し、暴力防止プログラムを実施したりするなど、個別的な援助も行いました。



子どもへのワークブックを用いた援助



心理検査実施



親子同時面接風景



保護者への暴力防止プログラム実施

※写真のモデルは職員です。

3 地域援助推進協議会の開催

当センターの取組を周知するため、年に一度、地域援助推進協議会を開催し、関係機関との情報共有も行っています。昨年度は、司法、教育、福祉、医療等、幅広い機関に御参加いただき、顔の見える関係作りが進みました。すでに連携実績のある機関から、当センターの活用方法について具体的にお話をいただくことで、新たなネットワーク構築への期待が広がりました。

4 おわりに

伊達市との関係をモデルに、今後も他の自治体とのつながりをより強化し、要保護児童対策地域協議会への更なる参画等を含め、法務少年支援センター福島として、地域社会の中で果たせる役割を模索していきたいと考えています。



少年院の行事予定（令和2年7月～12月）

盛岡少年院

- 7月 プール開き
- 8月 盆法要
- 9月 彼岸法要
- 10月 賢治祭（文化祭）
- 11月 収穫感謝祭
- 12月 BBSクリスマス会

東北少年院

- 7月 七夕飾り
- 8月 盆踊り大会、水泳記録会
- 9月 おはぎ会、彼岸会法要
- 10月 運動会
- 11月 いも煮会、太白山登山、ベガルタ仙台サッカー教室
- 12月 クリスマス音楽会

青葉女子学園

- 7月 プール開き
- 8月 七夕祭り、盆踊り、読書感想文発表会
- 9月 観月句会
- 11月 そば特別訪問、学園祭
- 12月 クリスマス会



※記載している行事予定は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、中止や延期等の可能性もありますので、ご了承ください。

編集後記

本号では、少年院における地域社会・民間団体等との連携と、少年鑑別所における地域社会のネットワークへの参画について紹介しました。罪を犯した少年の更生は地域の皆様の数々の協力の上に成り立っています。これらの取組がより一層充実したものとなるよう、今後も引き続き少年矯正への御支援、御協力を賜れば幸いです。



表紙写真について

本号の表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載しました。毎年同院では、職業指導の一環として行っている版画指導で在院生が作成した版画作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「盛岡の建物2020」。盛岡の街を象徴する景観を選び、在院生たちが木版の彫刻から印刷、製本まで心を込めて手作りしました。

監 修 仙台矯正管区第三部
〒984-0825
仙台市若林区古城3-23-1
Tel 022-286-0178
発行人 仙台矯正管区第三部長 川島 敦子
発行日 令和2年6月